

第5次としま男女共同参画推進プランの実施状況および実施予定

資料3-1
令和6年5月17日
第1回男女共同参画推進会議・
女性活躍推進協議会

*重点事業
指標への貢献度が高い、施策を構成する代表的な事業

<評価基準>
5: 予定を上回る取組みができた。
4: 予定どおりの取組みに加え、次年度以降の改善を検討した。
3: 予定どおりの取組みができた。
2: 予定を下回る取組みだった。
1: 予定した取組みを実施できなかった。

<目標1> すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

施策の方向1: DVの根絶と支援体制の充実

施策①: 区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考) 令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
1	DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の被害を被害する暴力の予防と根絶に向け、何が加害行為になるかなどの発信等を行い、加害者を生まないための普及・啓発を進めます。	1	男女平等推進センター	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ・区民ひろばと連携したパープルリボン制作検討 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発事業 区長等幹部職員パープルリボンバッジ着用、区職員パープルリボン着用、児童虐待防止運動を連携したダブルリボンキャンペーン、町会掲示板、区民ひろばへの啓発ポスター掲出、ファーマーズマーケットへの出展等 ②「女性に対する暴力をなくす運動」周知記事11/1号広報としま特集号掲載 ③区施設の他、公衆トイレ、医療機関、事業所に設置促進	3	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の相談先の周知・啓発 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の相談先の周知・啓発 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①運動期間中の啓発事業 区長等幹部職員のパープルリボン着用、DVについて考えるキャンペーン等 ②区報に啓発特集 11/1号 ③DV相談カード設置先を拡大し、区役所や医療機関に設置 298か所
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDVIについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVIについての啓発を行います。	2	男女平等推進センター	①デートDV予防教室の実施 ②デートDV予防キャンペーンの実施	①DVの予防重点層へのアプローチを強化するため、デートDV予防教室の拡充実施を検討 ②デートDV予防キャンペーンの実施	①デートDV予防教室: 区立全中学校8校計10回の開催希望があり、実施拡充した。 ②デートDV予防キャンペーン: 成人式参加者配布がなくなったため実施なし。	4	DVの予防重点層へのアプローチを強化するため、デートDV予防教室の拡充実施を図る。 ・中学生徒の成長や発達段階に応じて学年ごとのプログラムを再構成し実施予定。	DVの予防重点層へのアプローチを強化するため、デートDV予防教室の拡充実施を図る。 ・中学生徒の成長や発達段階に応じて学年ごとプログラムを構成・実施予定。	①デートDV予防教室: 区立中学校1校で実施(コロナ感染拡大の影響により7校は中止) ②デートDV予防キャンペーン: ・成人式にてデートDVカード・パンフレットの配布及び展示 ・高校12校、大学2校にパンフレットを配布
			3	健康推進課	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布する。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布する。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、DVIに関するポスターを掲示するとともに、デートDVの記載を含むリーフレットを配布した。	3	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布する。	・AIDS知ろう館にて、デートDV予防資料を配布。
			4	長崎健康相談所	中学校での健康教育を実施する。	中学校での健康教育を実施する。	区内中学校1校にてエイズ・性感染症予防教育を実施(123人)	3	中学校での健康教育を実施する。	中学校での健康教育を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
			5	子ども若者課	各施設において、男女平等推進センター作成のDV相談カードやリーフレットにおいて、啓発している。 中高生センタージャンプでは、NPO法人青い空と協力して、デートDVなどの啓発活動を行っている。	引き続き、掲示での啓発や助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を行い、NPO団体と連携しながら啓発及び支援していく。また、SNSでも定期的に発信する。	実施予定通り、男女平等推進センターやNPO青い空等の団体によるリーフレット・ポスター等を活用した啓発活動を実施。 NPOヒッコラリーによる隔月来館での性教育や望まない妊娠等の性暴力予防活動を実施。	3	令和5年度の活動内容を継続。 掲示での啓発や助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を行い、NPO団体と連携しながら啓発及び支援していく。また、SNSでも定期的に発信する。	引き続き、掲示での啓発や助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を行い、NPO団体と連携しながら啓発及び支援していく。また、SNSでも定期的に発信する。	中高生センターでは、デートDVの常設展示コーナーを開設し、トイレ等にチラシ(名刺大)を設置した。
			6	子育て支援課	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置する。	相談カード、リーフレットをカウンターに設置 若年女性が集まる機会に相談カードを配布	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置している。 20歳未満の相談人数 13人	4	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置する。 すずらんスマイルプロジェクトとの連携 20歳未満の相談人数 10人	相談カード、リーフレットをカウンターに設置 若年女性が集まる機会に相談カードを配布 すずらんスマイルプロジェクトとの連携	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置した。20歳未満の相談人数 10人
			7	指導課	人権教育の一環として実施する。	各中学校においてデートDVIに関わる相談窓口を周知し、デートDV予防教室を実施する。	各中学校において、デートDVの出前授業を実施した。	3	各中学校において、人権尊重に関する出前授業を実施する。	各中学校において人権尊重に関する出前授業を実施する。	区立中学校で実施 小学校は「生命の安全教育」にて自他を大切に指導を実施
			施策ごとの評価平均値								3.3

施策②:早期相談・早期発見体制の充実											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
4	女性のための相談窓口の充実	被害者自身が、DVに気づいていないことがあります。女性の悩み相談がDV被害の発見・適切な支援につながるよう、女性のための相談を進めます。	8	男女平等推進センター	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	○東京ウイメンズプラザ開催の相談員養成のための講座やスーパーバイズに参加し、相談技術の向上を図った。 ○一般相談件数 計 1,425 件	3	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			9	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適宜、適切な相談窓口を案内した。②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回実施した。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			10	長崎健康相談所	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適切な相談窓口を案内した。②精神科医による相談を6回実施した。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			11	子育て支援課	研修会、講演会、事例検討等に参加し、婦人相談員のDVに対する意識を高め、DV被害者の発見、適切な助言ができるよう相談技術の向上を図る。	相談員ひとり2回以上の研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回以上開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。	相談員ひとり平均3回の外部研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。第4ブロック相談員との情報交換会開催。	3	相談員ひとり2回以上の研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回以上開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。事例別相談ツール(相談員ガイド)の作成。	相談員ひとり2回以上の研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回以上開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。相談ツールの拡大を検討する。事例別相談ツール(相談員ガイド)の作成。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	12	区民相談課	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウイメンズプラザ等を案内する。	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウイメンズプラザ等を案内する。	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウイメンズプラザ等を案内した。	3	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウイメンズプラザ等を案内する。	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウイメンズプラザ等を案内する。	相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談グループを案内。
			13	男女平等推進センター	・相談窓口等の職員がDV問題への理解を深め、DVの早期発見・適切な支援につなげられるよう研修会等を実施する。 ・一般相談及び専門相談の実施	①児童相談課新設及びDV防止法改正を踏まえた「DV被害者支援対応マニュアル」作成及び東京ウイメンズプラザ協働研修会の開催 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 ③専門相談の実施 ・法律・ところ:各相談 月2回/DV:月1回	○「DV被害者支援対応マニュアル」作成及び研修会の開催 ○一般相談の実施 相談件数計 1,425 件(うちDV178件) ○専門相談の実施 法律・ところ:各相談 月2回/DV:月1回 相談件数計 106 件	3	①児童相談課新設及びDV防止法改正を踏まえた「DV被害者支援対応マニュアル」作成及び東京ウイメンズプラザ協働研修会の開催 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 ③専門相談の実施 ・法律・ところ:各相談 月2回/DV:月1回	①児童相談課新設及びDV防止法改正を反映した「DV被害者支援対応マニュアル」作成及び東京ウイメンズプラザ協働研修会の開催 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 ③専門相談の実施 ・法律・ところ:各相談 月2回/DV:月1回	①一般相談:1885件(女1881件、男4件) ②専門相談:66件(女66件、男0件) ・法律:33件/ところ:23件/DV:10件 ③専門相談講座
			14	自立促進担当課長	住まいに関する相談窓口 (1)高齢者等入居支援事業 (2)高齢者・子育て等の家賃助成 (3)都営・区営・つつじ苑等の募集・相談	・相談内容に応じて対応	令和5年度(2月未現在暫定数値) (1)情報提供:59件 (2)住替え家賃助成:373件 (3)相談件数:78件	3	・相談内容に応じて対応	・相談内容に応じて対応	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			15	高齢者福祉課	高齢者福祉課窓口、高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、潜在的なDVに注意しながら対応し、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。 ・外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応について、研修受講をすすめる。必要に応じて研修受講をすすめる。適切な情報共有し、適切に支援できるセンター体制の検討。	・高齢者福祉課窓口、高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、潜在的なDVに注意しながら対応し、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。 ・外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応について、研修受講を各包括1回以上推進。必要な情報共有し、適切に支援できるセンター体制の検討。	・高齢者福祉課および高齢者総合相談センターが連動しながら、各種相談の際に潜在的なDVに注意しながら対応しているが、65歳以上の対応は「高齢者虐待防止法」に準じており相談件数は急増している。DV対応する事例はほぼなかった。必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行うことができるように、職員は専門機関でのDV研修受講し、OJT等を行っている。 ・外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応はなかった。	3	・高齢者福祉課と高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、65歳未満においては潜在的なDVに注意しながらの対応を行い、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。高齢者については高齢者虐待防止法に基づく対応を課およびセンター連携のもと継続する。 ・外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応についてはタイミングで研修受講を推奨。	1. DV等の相談対応 ①潜在的なDVに注意しながら高齢者虐待防止法に基づいた対応 ②必要に応じて専門的な相談機関の紹介・奔走支援 2. 外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応 ①研修受講等によるスキルアップ ②適切に支援できるセンターの体制構築(各包括にて地域ケア個別会議1回以上)	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
16	障害福祉課	相談を受ける中で、どのようなことが暴力にあたるのかを伝えながら、安心して相談できる場として認識してもらえよう対応していく。	・基幹相談支援センターとして、総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を意識し対応できるようOJTを年1回以上行い、相談スキルを高める。 ・相談支援事業者等の人材育成を目的に、障害者の権利擁護やDV防止に関連した研修を年2回以上行う。 ・虐待防止センターとしては、配偶者やパートナーが虐待者である場合、「養護者による障害者虐待」事案として事実確認等を行い、DV法の所管課や関係機関等につなぎ必要な連携をする。虐待通報の対象事案については、DV担当部局と情報共有しながら連携・支援する。	・総合相談、専門相談または事業所相談を受ける基幹相談支援センター職員に対して、DVや虐待を見逃さず、適切な支援につなぐためのOJTを3月に1回実施した。 ・相談支援事業者等に対し、障害者の権利擁護に関する研修を11月と3月に2回実施した。 ・配偶者から虐待を受けたとして通報があった事案については、本人の支援を通じた関係機関や世帯全体に対する多くの支援機関と連携を取りながら必要な支援を継続している。	3	・基幹相談支援センターとして、総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を意識し対応できるようOJTを年1回以上行い、相談スキルを高める。 ・相談支援事業者等の人材育成を目的に、障害者の権利擁護やDV防止に関連した研修を年2回以上行う。 ・基幹相談支援センターの機能強化として、障害のある女性の権利擁護やDV防止を意識した相談支援体制を整備していく。また、潜在的なDVや虐待のリスクを発見するため、担当職員のケアマネジメントスキルを高める研修を行う。	・基幹相談支援センターとして、総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を意識し対応できるようOJTを年1回以上行い、相談スキルを高める。 ・相談支援事業者等の人材育成を目的に、障害者の権利擁護やDV防止に関連した研修を年2回以上行う。 ・基幹相談支援センターの機能強化として、障害のある女性の権利擁護やDV防止を意識した相談支援体制を整備していく。また、潜在的なDVや虐待のリスクを発見するため、担当職員のケアマネジメントスキルを高める研修を行う。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)			

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	17	子ども若者課	問題が重篤化する前に相談に繋がることのできるよう予防的支援として、広報活動や、啓発活動を行っている。どのような相談にも応じるため、相談者の多様性についても普段と変わらず対応し、傾聴により相談者のいくつもの課題から一番重要な課題を把握し、その解決に向けて全力で支援を行っている。	広報等の周知に加え、子ども若者の利用が多い公式LINEでの予約、情報発信により、相談へのハードルを下げて相談しやすい環境を作る。また、引き続き傾聴の姿勢を重視し、相談者と共に課題を整理、支援を行っている。	区立小中学校でのリーフレット配布、卒業生へのアシスカード配布、広報としまでの周知活動等、例年どおりの啓発活動を実施。また子どもの相談啓発キャラクター「なやミミ」を活用し、アバターコンシェルジュの試行実施、としまテレビへの出演など、アシスとしまの周知活動は例年以上であった。令和5年度のアシスとしまでの相談人数は年間441人(前年度349人)と着実に増加している。なお、LINEでの情報発信は次年度の課題とする。	3	例年の周知の他、若者の居場所を掲載したMAP作成や、LINEでの情報発信を行い重篤化予防を強化していく。	広報等の周知に加え、子ども若者の利用が多い公式LINEでの予約、情報発信により、相談へのハードルを下げて相談しやすい環境を作る。引き続き傾聴の姿勢を重視し、相談者と共に課題を整理、支援を行っている。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			18	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で研鑽を行う。	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で研鑽を行う。	○女性相談件数 3,113件 ○母子父子相談件数 7,224件 ○家庭相談件数 105件 ○外国人相談(来庁) 128件	3	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が相談を実施する。その後自立に向けた継続的な支援につなげていく。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で定期的な研鑽の機会を設ける。	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で定期的な研鑽の機会を設ける。	○女性相談件数 3,813件 ○母子相談件数 8,333件 ○家庭相談件数 82件 ○外国人相談(来庁) 334件
7	子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、区立児童相談所を開設し、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	19	子ども家庭支援センター	○「豊島区要保護児童等対策地域協議会」の運営 ・児童虐待通告の受理 ・関係機関とのネットワークの構築 ・問題解決に向けての支援 ・虐待防止のための調査・研究、普及・啓発 ・養育家庭体験発表会開催	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 ○代表者会議2回(R5.6とR6.1) ○実務者会議4回(R5.7・9・12・2) ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議(12回) ○ネットワーク研修2回 ○ヤングケアラー支援体制強化(コーディネータの採用・普及啓発の啓発・アウトリーチ活動を実施) ○児童虐待防止該当キャンペーンにてダブルリボンを配布 ○子どもの相談カードの配布	○通告の受理件数 1,245件 ○代表者会議2回、実務者会議4回実施 ○ネットワーク会議、三機関連携会議 各12回実施 ○ネットワーク研修2回実施 ○ヤングケアラーコーディネーター2名を配置しジャンプに毎月訪問、関係機関への出張講座等で普及啓発活動を実施 ○児童虐待防止街頭キャンペーンにてダブルリボンを配布 1,634個 ○夏休み前に子どもの相談カード配布実施	5	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 ○代表者会議2回(R6.6とR7.1) ○実務者会議4回(R6.7、9、12、R7.2) ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議(12回) ○ネットワーク研修2回 ○ヤングケアラー支援体制強化(ケース対応、普及啓発の啓発・アウトリーチ活動を継続実施) ○児童虐待防止街頭キャンペーン ○子どもの相談カードの配布とキャラクター(なやミミ、すいとり)の周知	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 ○代表者会議2回 ○実務者会議4回 ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議12回 ○ネットワーク研修2回 ○ヤングケアラー支援体制強化 ○児童虐待防止街頭キャンペーンにてダブルリボンを配布 ○子どもの相談カードの配布	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
施策ごとの評価平均値								3.2			

施策④:被害者の自立支援											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
10	DV被害者に対する相談の充実	DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定ができる力を取り戻せるよう、中長期的な精神的サポートを進めます。	20	男女平等推進センター	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	ODV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、教育センターや保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、心的回復支援に努めた。ODVに関する相談件数 計 196 件	3	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			21	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適宜、適切な相談窓口を案内した。②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回実施した。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			22	長崎健康相談所	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適切な相談窓口を案内した。②精神科医による相談を6回実施した。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			23	子育て支援課	DV被害者の寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組み、安心して生活することができるための支援を考える。	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化を行う。加害者からの避難後も被害者に寄り添いを続け、様々な課題に対する解決に取り組み、安心して生活することができるための支援を考える。	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化を行っている。加害者からの避難後も被害者に寄り添いを続け、様々な課題に対する解決に取り組み、安心して生活することができるため、自立に向けた寄り添い支援を行った。	4	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化と係内共有(必須)を行う。アセスメントシートの浸透を心がける。加害者からの避難後も被害者に寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む。長期的な視野でライフスタイルに合わせて安定した自立生活ができるための支援を考え提案していく。	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化と係内共有(必須)を行う。アセスメントシートの浸透を心がける。加害者からの避難後も被害者に寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む。長期的な視野でライフスタイルに合わせて安定した自立生活ができるための支援を考え提案していく。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			24	教育センター	子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、来所による継続的な相談を行う。	・相談・支援業務を担う他部署、他機関とそれぞれの業務についての理解を深め、必要に応じて協働・連携ができるような関係づくりを行い、相談者にとってより安心できる相談体制を築いていく。 ・他相談支援機関への事業説明件数:15件	・相談支援機関への事業説明件数:16件	3	・相談・支援業務を担う他部署、他機関とそれぞれの業務についての理解を深め、必要に応じて協働・連携ができるような関係づくりを行い、相談者にとってより安心できる相談体制を築いていく。 ・他相談支援機関への事業説明件数:16件	・令和8年度の教育相談室の移転計画に伴い、移転後も円滑に質の高い相談業務が継続できるよう検討・協議を進めていく。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらしごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	25	自立促進担当課長	住宅確保を希望される方への入居支援	・相談内容に応じて対応	被害者ではないが、課題を抱える方に対して、安心住まいを提供した。15件	3	・相談内容に応じて対応	・相談内容に応じて対応	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			26	自立促進担当課長	対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらしごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所管内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。 くらしごと相談支援センターでの新規相談時にDV被害を含む件数:5件	対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらしごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所管内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。 くらしごと相談支援センターでの新規相談時にDV被害を含む件数:5件	くらしごと相談支援センターでの新規相談時にアセスメントした結果DV被害を含むと判断した件数:3件	3	対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらしごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所管内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。 くらしごと相談支援センターでの新規相談時にDV被害を含む件数:5件	対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらしごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所管内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。 くらしごと相談支援センターでの新規相談時にDV被害を含む件数:5件	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらし・しごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	27	生活福祉課	母子生活支援施設での保護を実施する。また、児童関係の担当の申請援助や法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	個々の課題に応じて、関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行う。合わせて、令和5年度は事務研究会を実施、情報共有を図り、支援にあたるCWのスキルアップに取り組む予定。	個々の課題に応じて、関係機関と連携を図りながら母子生活施設の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行った。支援措置の制度について課内で共有するとともに措置を受けている場合の情報登録手順を整理した。	4	個々の課題に応じて関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行う。また、今年度の課研修計画の中に支援に関する研修を盛り込みCW、SVの対応力の向上を図る。	個々の課題に応じて、関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行う。合わせて、OJTなどを実施し、職員への対応力の向上を図る。外部講師による研修の実施(令和7年度～8年度)	・女性相談センター、宿所提供施設、宿泊所での保護を実施。
			28	西部生活福祉課	母子生活支援施設利用や児童関係手当等の申請アドバイスをする。また、法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	区内関係危難を中心に連携を行い、金銭的に困窮している世帯の保護※を行う。※保護の中で必要な指導やアドバイスが行われる。	金銭的に困窮している世帯の保護を行う中で、関係機関と連携を図りながら、母子生活支援施設利用や児童関係手当・奨学金貸付等の案内やアドバイスを実施した。6世帯10人が母子生活支援施設で保護開始となった。	3	区内関係機関を中心に連携を行い、金銭的に困窮している世帯の保護※を行う。※保護の中で必要な指導やアドバイスが行われる。	区内関係危難を中心に連携を行い、金銭的に困窮している世帯の保護※を行う。※保護の中で必要な指導やアドバイスが行われる。	宿泊提供施設・宿泊所での保護を実施。
			29	子育て支援課	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウス等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、自立までの長期的な支援を実施する。	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウス等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。	ODV相談:343件 ODVによる保護件数:17件(子どもを含む)	3	被害者の安全を確保した後、生活再建に向け、シェルター、母子生活支援施設等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。 ODVによる保護件数:15件(子どもを含む)	被害者の安全を確保した後、生活再建に向け、シェルター、母子生活支援施設等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。	○DV相談:333件 ○DVによる保護件数:25件(子どもを含む)
12	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	30	子ども若者課	DV被害者の子どもに関する相談を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	DV被害者の子どもに関する相談、面前DV等が疑われる場合の連携方法の再確認を行い、スムーズに早期対応ができるようにする。	児童相談所や子ども家庭支援センター等と連携をとり対応した。 児童相談所通告案件:13件	3	「アシスとおはなし」での被害報告が増加している。通告のタイミング等について、児童相談所と認識を合わせる。通告したがる子どもにつながらないということがないように注意する。	DV被害者の子どもに関する相談、面前DV等が疑われる場合の連携方法の再確認を行い、スムーズに早期対応ができるようにする。	対応件数 2施設で 計1件
			31	子育て支援課	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。民間団体との協力連携を行い支援を広げる。	○関係機関連携件数 のべ568件 ○配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行 29件	4	女性相談支援員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。民間団体との協力連携を行い支援を広げ、できるだけ多くの選択肢を用意できるように情報収集をし経験を蓄積していく。相談員で片寄が無いよう、情報・経験の蓄積ツールとして相談員ガイドブック(仮称)を作成する。	女性相談支援員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。他課、民間団体との協力連携を行い支援を広げ、できるだけ多くの選択肢を用意できるように情報収集をし経験を蓄積していく。情報・経験の蓄積ツールの作成。	○関係機関連携件数 282件
			32	保育課	○窓口や園から被害者の子どもに関する相談等を受けた際、関係課と連携して対応する。 ○保育園入園選考 ○被害者の安全確保のため、子どもの入所が必要と判断される場合は特別な支援を要する世帯と位置づけ、入所指数を加点する。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応する。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行う。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応した。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行っている。	3	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応する。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行う。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応する。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行う。	・連携(女性相談担当部署)ケース 3件
			33	学務課	就学手続き等において関係各課と連携する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)により、必要に応じて各関係各課と情報共有し、連携して支援する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)により、必要に応じて各関係各課と情報共有し、連携して支援している。 ①DV被害者の転入学5件 ②DV被害による区内転居への転校相談0件 ③DV被害による他区への転校相談5件 ④DV被害による転入者の就学援助認定3件	3	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)により、必要に応じて各関係各課と情報共有し、連携して支援する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)により、必要に応じて各関係各課と情報共有し、連携して支援する。	・DV被害者の転入学2件 ・DV被害による区内転居への転校相談1件 ・DV被害による他区への転校相談2件 ・DV被害による転入者の就学援助認定14件(平成31年度以前の転入者を含む)
			34	放課後対策課	必要に応じて、優先的に学童クラブ利用の受入を実施。子ども家庭支援センター・児童相談所・学校・女性相談グループ・男女平等推進センター等の関係機関と連携しながら子どもの人権を守り、健全な成長を支援していく。	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施する。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応する。	令和5年度については、優先的な措置ではなく、通常の措置で対処可能な世帯のみであったものの、学童クラブ利用児童について、関係機関との情報共有を適切に行うことができています。	3	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施する。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応する。	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施する。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応する。	対応件数:3施設4件
			35	指導課	関係各課と連携する。	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討する。	要対協において情報を共有し、適切な支援につなげた。	3	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討する。	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討する。	DV被害による就学認定なし

施策ごとの評価平均値	3.2
------------	-----

施策の方向2:性と生に関する健康支援											
施策⑥:リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発と支援											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	36	男女平等推進センター	○エボック10フェスタ等のイベントにおいて、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ○「化学物質は世代を超える」企画団体:カネミ油症関東連絡会 ○「癒しの環境のなかで聴く相談支援」企画団体:くーぶGSC ○「助産師と話そう!我が子の性教育について」企画団体:豊島区助産師会 ○若年女性支援の「すずらんスマイルプロジェクト」の周知をする ○エボック10フェスタ(6月)にて、動画による周知 ○ファーマーズマーケット(5月)での掲示、チラシの配付等による周知	○エボック10フェスタ2023にて、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座を支援。 ○「化学物質は世代を超える」企画団体:カネミ油症関東連絡会 ○「癒しの環境のなかで聴く相談支援」企画団体:くーぶGSC ○「助産師と話そう!我が子の性教育について」企画団体:豊島区助産師会 ○「すずらんスマイルプロジェクト」の周知。 ○ファーマーズマーケットでの常設掲示等による周知 ○エボック10フェスタ(6月)にて、動画による周知 ○「ふくし健康まつり(12月)にて、豊島区助産師会と連携した相談ブース等出展 ○窓口での生理用品の無料配布の実施	5	○エボック10フェスタ2024にて、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ○「化学物質は世代を超える」企画団体:カネミ油症関東連絡会 ○「食べる喜びを支え続けることの意味」企画団体:くーぶGSC ○「助産師と話そう!我が子の性教育について」企画団体:豊島区助産師会 ○若年女性支援の「すずらんスマイルプロジェクト」の周知をする ○窓口での生理用品の無料配布の実施	○エボック10フェスタを毎年開催し、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ○保護者や支援者等を対象に、性教育や健康をテーマにした主催事業を実施する	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)	
			37	健康推進課	○エイズ等予防教育の実施:区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	○区内中学校等にてエイズ等予防健康教育を実施 210人 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示を実施。 ○鬼子母神plusにおいて、女性の生涯を通じた健康に関する情報を展示などにより随時提供した。	3	○区内中学校等にてエイズ等予防健康教育を実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	○区内中学校等にてエイズ等予防健康教育を実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	・エイズ知ろう館来館者数 1,018人 ・エイズ予防健康教育の実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	
			38	長崎健康相談所	小中学校での健康教育を実施する	中学校での健康教育を実施する。	区内中学校1校にてエイズ・性感染症予防教育を実施(123人)	3	中学校での健康教育を実施する。	中学校での健康教育を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
			39	子ども若者課	○不健全図書類自動販売機設置状況調査(地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。結果に基づき行政が現地を確認し、東京都に報告) ○ふぉーてぃー(都エイズ対策事業)と協力し、中高生センター利用者に対する意識啓発を行う。	○両施設計4回以上の来館による啓発活動を通じ中高生の意識啓発及び相談できる関係づくりを目指し、支援をしていく。新体制ふぉーてぃーと調整し、従来の活動内容を維持できるよう協議する。	○不健全図書類自動販売機設置状況調査について地区青少年育成委員会に依頼していたが、現在では区内の設置はないため調査は行っていない。東京都から委嘱を受け協力員として書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などにおいて区分して陳列されているか等の調査を行い結果を都に報告している。 ○両施設計4回の来館啓発活動を実施。	3	○引き続き東京都の協力員として環境浄化活動を実施することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めていく。 ○令和5年度同様、東京都エイズ対策事業「ふぉーてぃー」による来館啓発事業を両施設計4回実施。	○不健全図書等に関する調査はないが、引き続き東京都からの委嘱を受け環境浄化活動を実施していく。 ○両施設計4回以上の来館による啓発活動を通じ中高生の意識啓発及び相談できる関係づくりを目指し、支援をしていく。新体制「ふぉーてぃー」による来館啓発事業を維持できるように協議する。	○令和元年末現在、0台(最終設置確認:18年度 2カ所、15台) ○ふぉーてぃーと中高生の懇談会(出張ふぉーてぃー)を2施設で実施(隔月開催)。 ○ふぉーてぃーの常時展示コーナーを開設(ジャンプ東池袋・ジャンプ長崎)
			40	指導課	学校における性教育を推進する	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施する。 ・産婦人科医を講師として招いた「性教育の授業」を千川中学校において実施する。(令和6年3月)	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施した。 ・産婦人科医を講師として招いた「性教育の授業」を千川中学校において実施した。	3	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施する。	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施する。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
施策ごとの評価平均値								3.4			

施策⑦:生涯を通じた健康づくりの推進											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	41	区民相談課	相談内容に応じ、保健所や東京ウイメンズプラザを案内する。	相談内容に応じ、保健所や東京ウイメンズプラザを案内する。	相談内容に応じ、保健所や東京ウイメンズプラザを案内した。	3	相談内容に応じ、保健所や東京ウイメンズプラザを案内する。	相談内容に応じ、保健所や東京ウイメンズプラザを案内する。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			42	高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	・高齢者総合相談センターにおいて各種相談に応じるだけでなく、月2回以上は出張相談等を行い、センターの周知を継続する。 ・初期対応力を強化し、適切な心身・環境等のアセスメントに基づいた支援や専門的な相談機関への紹介などを行い、高齢者やその家族の心身の健康づくり、重度化防止を図る。	・高齢者総合相談センターは来所・電話・訪問対応に加え、区民ひろば出張相談を年353回実施。その際、個別相談は年315件、集団周知は年4,698名であった。新規相談があまりなかった。 ・初期対応力を強化し、適切な心身・環境等のアセスメントに基づいた支援を行うため、総合事業等を活用したリハビリ職・管理栄養士等の同行訪問を年176件実施するなど効果的に活用できた。	4	・今後は、周知不足の地域・関係団体等に対し、出張相談・講座を行うなど、多世代・男性などに届く取組を、各高齢者総合相談センターの実情に合わせ実施していく。 ・リハビリ職・管理栄養士等の専門職との同行訪問を行い、心身機能低下のタイミングを捉え、早期に関わることで重度化防止を図る。地域ケア会議の活用により多職種視点を取り入れる。	1. 高齢者と多世代へのセンター周知(センター周知度60%)(令和6~8年度実施予定) 2. 総合事業や地域資源等を効果的に活用した初期相談体制の構築 3. 多職種・多様な視点を活用した自立支援地域ケア会議の開催(年20回)	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			43	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」の配布	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」の配布	①電話や面接にて随時の相談を実施。 ②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回実施した。 ③健診の通知への同封をはじめ、各種講演会等での配布、医療機関や学校関係への配布をおこなった。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」の配布	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」の配布	保健師の随時相談
			44	長崎健康相談所	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」等の配布	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」等の配布	①電話や面接にて随時の相談を実施している。 ②精神科医による相談を6回実施した。 ③各種講演会等で配布を行った。	3	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」等の配布	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスクエア相談窓口」等の配布	電話や面接にて随時実施している
施策ごとの評価平均値								3.3			

施策の方向3:多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備											
施策⑧:メディア・リテラシーの向上											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
25	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の青少年に対する有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組みを進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	45	男女平等推進センター	メディア・リテラシー養成講座を開催する。 また、「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を適宜見直し、周知していく。	○「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開し、周知する。	○区ホームページにて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開し、周知している。 ○区民企画運営会議にて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」について周知。	3	○メディア・リテラシーに関する区民向け講座実施の検討 ○区ホームページにて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開し、周知する。	○メディア・リテラシー養成講座を開催する。 ○「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を適宜見直し、周知していく。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			46	指導課	学校における情報教育の推進(学習指導要領及び平成22年10月文部科学省発行の「教育の情報化に関する手引き」に基づき、各学校で情報教育の全体計画を作成、情報教育について指導の充実を図る)	・各小・中学校においてインターネットやスマートフォンの利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を各学校で設定する。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行う。	・各校においてSNS学校ルールを定めるとともに、家庭ルールの策定を保護者会等で啓発した。 ・日常的に各校で情報モラルについての指導を行った。	4	・各小・中学校においてインターネットやスマートフォンの利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を各学校で設定する。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行う。 ・ICTの活用と情報モラルに先進的に取り組んでいる学校の取り組みを全校に周知する。	・各小・中学校においてインターネットやスマートフォン利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を各学校で設定する。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行う。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
施策ごとの評価平均値								3.5			

施策⑩:生活上の様々な困難を抱える人々への対応											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。	47	広報課	外国人のためのインフォメーション	各課に情報更新・新規作成が必要なページの確認を行い、修正箇所の情報を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行う。	各言語22頁程度の翻訳修正及びホームページ修正を行った。	3	区民提案制度「外国人支援体制の強化」が本格的に実施されるため、各課に新規作成や情報更新が必要なページの確認を行い、修正箇所の情報を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行う。	各課に情報更新・新規作成が必要なページの確認を行い、修正箇所の情報を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行う。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			48	区民相談課	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内した。	3	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、多文化共生センター、男女平等推進センター、子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			49	男女平等推進センター	悩みを抱え生きにくさ等を感じている人を支援するため、一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施	一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施 計 1,425 件 専門相談 計 106 件	一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施 計 1,425 件 専門相談 計 106 件	4	・女性のための一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施 ・LGBTQの方及び男性の方向けの専門相談ダイヤルの実施(令和6年7月から1回予定)	・女性のための一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施 ・LGBTQの方及び男性の方向けの専門相談ダイヤルの実施(令和6年7月から1回実施予定)	①一般相談:1885件(女1881件、男4件) ②専門相談:66件(女66件、男0件) ・法律:33件/こころ:23件/DV:10件
			50	自立促進担当課長	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。また普及啓発や相談窓口の周知を図る。また家族へ向けた相談機会の拡充を進める。相談実績目標:2,000件。	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。また普及啓発や相談窓口の周知を図る。また家族へ向けた相談機会の拡充を進める。相談実績目標:2,000件。	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。また普及啓発や相談窓口の周知を図る。また家族へ向けた相談機会の拡充を進める。相談実績目標:2,000件。	3	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。また普及啓発や相談窓口の周知を図る。また家族へ向けた相談機会の拡充を進める。相談実績目標:2,000件。	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。また普及啓発や相談窓口の周知を図る。また家族へ向けた相談機会の拡充を進める。相談実績目標:2,000件。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			51	健康推進課	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	①随時相談を実施 ②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回、医師などによる健康相談を12回実施した。	3	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	保健師の随時相談
			52	長崎健康相談所	電話・面接等相談	随時、電話・面接相談実施。	随時、電話・面接相談実施した。	3	随時、電話・面接相談実施。	随時、電話・面接相談実施。	電話や面接にて随時実施している
			53	子ども若者課	困難や課題を抱えた子どもや若者からの相談に応じ、一人ひとりに合わせた支援計画を作成するまでのプロセスを大切に、本人のペースで「自分で選択する」経験を少しずつ増やしていく支援を行っている。また、人に頼れる力、支援を受けられる力が必要と考え広報・啓発活動を強化している。	支援計画の適宜見直しを行うことで、相談者のその時々に応じた提案、選択肢を提供できるように支援をしていく。	相談者それぞれの意思を尊重し、共に支援計画を作成している。課題を整理し、ひとつずつクリアすることで相談者自身の経験を増やしていけるよう、寄り添って支援を継続している。	3	支援計画について適宜見直しを行うことで、相談者のその時々に応じた提案、選択肢を提供できるように支援をしていく。	支援計画の適宜見直しを行うことで、相談者のその時々に応じた提案、選択肢を提供できるように支援をしていく。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
			54	子育て支援課	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談を実施する。	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談をNPO団体と連携しながら実施する。	就労に関する相談件数 1,018件 若年妊婦の相談人数(10代)3人 (20代)17人	5	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談をNPO団体と連携しながら実施する。 若年妊婦の相談人数 20人	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談をキャッチ力のあるNPO団体と連携しながら実施する。 若年妊婦の相談人数 20人	就労に関する相談件数 1,117件
施策ごとの評価平均値								3.4			

施策⑪:多様な性自認・性的指向に対する理解促進											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々の差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	55	総務課	広報としまによる人権問題に関する啓発	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	3	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
			56	男女平等推進センター	広く区民や教職員及び企業等に対し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するため、啓発事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施する。 東京レインボープライド2023ブース出展(4月) 鬼子母神Plus パネル展示(5月) 庁舎まるごとミュージアム パネル展示(5月) フアーマーズマーケット パネル展示(5月) 人権週間 パネル展示(12月) 〇としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。 社会福祉法人豊心会 マイファーム(6月 11名) 〇パートナーシップ5周年記念事業を開催。 「～わたしもALLyに～講演と映画で学ぶ性の多様性」開催(11月 45名) 「にじいろカフェ(交流会)inとしま」開催(12月～3月 5名) 〇区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施(9月 44名) 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施する。 東京レインボープライド2023ブース出展(4月) 鬼子母神Plus パネル展示(5月) 庁舎まるごとミュージアム パネル展示(5月) フアーマーズマーケット パネル展示(5月) 人権週間 パネル展示(12月) 〇としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。 社会福祉法人豊心会 マイファーム(6月 11名) 〇パートナーシップ5周年記念事業を開催。 「～わたしもALLyに～講演と映画で学ぶ性の多様性」開催(11月 45名) 「にじいろカフェ(交流会)inとしま」開催(12月～3月 5名) 〇区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施(9月 44名) 	3	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施する。 エボック10 パネル展示(4月～5月) 鬼子母神Plus パネル展示(5月) 人権週間 パネル展示(12月) 〇としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。 〇多様な性自認・性的指向に関する講演会や映画上映会などの啓発事業を実施し、さらなる理解促進を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇広く区民や教職員及び企業等に対し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するため、啓発事業を実施する。 	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
施策ごとの評価平均値								3.0			

<目標2>あらゆる分野で女性が輝けるまち
 施策の方向4:働く場における男女平等の推進
 施策⑫:雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	57	生活産業課	<ul style="list-style-type: none"> ①としまビジネスサポートセンターにおいて起業相談実施 ②ビジネスセミナーや勉強会の開催 ③女性のための交流会及び起業塾の実施 ④起業融資のあっせん、利子補給 ⑤日本政策金融公庫新創業融資制度の利子補給 ⑥融資申込時の信用保証料補助 	<ul style="list-style-type: none"> 〇ビジネスサポートセンター女性起業相談 〇ビジサボセミナーの開催 〇北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催 〇女性のための起業塾(8月～12月) 〇第1回・第2回ビジサボ勉強会の開催 〇【継続】女性のための起業塾(～12月) 〇ISPチャレンジ出店 ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための起業相談実人数 58件 ・ビジサボセミナー 3回/176人 ・勉強会1回/19人 ・女性のための起業塾(全8回)26名 ・女性起業家交流会 34名 	3	<ul style="list-style-type: none"> 〇ビジネスサポートセンター女性起業相談 〇ビジサボセミナーの開催 〇北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催 〇女性のための起業塾(8月～12月) 〇第1回・第2回ビジサボ勉強会の開催 〇【継続】女性のための起業塾(～12月) 〇ISPチャレンジ出店 ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 〇ビジネスサポートセンター女性起業相談 〇ビジサボセミナーの開催 〇北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催 〇女性のための起業塾(8月～12月) 〇第1回・第2回ビジサボ勉強会の開催 〇【継続】女性のための起業塾(～12月) 〇ISPチャレンジ出店 ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための起業相談実人数 53件 ・ビジサボセミナー 5回/111人 ・勉強会3回/38人 ・女性のための起業塾(全7回)29名 ・女性起業家交流会 41名
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	58	男女平等推進センター	就職、再就職、自己実現を支援するための講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催する。 〇6月28日「子育て中の再就職応援セミナー」(共催:ハローワーク池袋) 〇7月27日、9月28日、2月8日「子育て中の再就職応援セミナー」(後援:公益財団法人東京しごと財団) 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催する。 〇6月28日「子育て中の再就職応援セミナー」(共催:ハローワーク池袋 25名) 〇7月27日「女性しごと応援キャラバンin池袋」(後援:公益財団法人東京しごと財団 68名) 〇9月28日「女性しごと応援フェア」(共催:公益財団法人東京しごと財団 86名) 〇2月8日「女性しごと応援キャラバンin池袋」(共催:公益財団法人東京しごと財団 58名) 	3	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催する。 〇6月14日「子育て中の再就職応援セミナー」(共催:ハローワーク池袋) 〇7月8日～26日「女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業」(共催:東京都産業労働局) 	<ul style="list-style-type: none"> 他団体と共催や後援事業を実施し、再就職支援や仕事と家庭の両立を支援するセミナーを開催する。 	『子育て女性セミナーin池袋「わたしも「子ども」も大切にしながら働きたい!～「私らしく両立」を考える』令和元年7月16日(共催:東京しごとセンター、参加者:19名)
施策ごとの評価平均値								3.0			

施策⑬:働く場における男女平等の推進											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラ防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	59	男女平等推進センター	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催し、時宜を得た講演を実施する。</p> <p>○企業同士の交流会や企業向け労働相談会を実施する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知を行う。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。</p> <p>○情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて資料の提供を行う。</p>	<p>○東京都労働相談情報センターと共催でネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>【テーマ】ハラスメント対応、介護離職防止</p> <p>【日時】9月8日・15日</p> <p>○法人会や関連団体の会報誌や情報サイト、メールマガジン等で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス講演会)を実施する。</p>	<p>○ネットワークミーティング開催実績【テーマ】これからの時代に求められる社内環境の整備について①ハラスメントへの正しい対応 ②急がれる介護離職の防止</p> <p>【日時】①9月8日 ②9月15日(金)</p> <p>【参加者】①27名 ②32名 合計59名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催実績【イベント名】育児対話カードゲーム「カジークジー」【日時】3月2日</p> <p>【内容】カードゲームで仕事と家事・育児の両立をシミュレーションして、育児の対話のきっかけづくりをする。</p> <p>【参加者】113名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の主な周知実績</p> <p>・豊島法人会会報誌「チラス折込」掲載</p> <p>・豊島産業協会「豊島産協ニュース」掲載</p> <p>・としまビジネス通信Vol.99掲載</p> <p>・介護保険事業者向け情報サイト「ケア倶楽部」掲載</p> <p>○認定制度、助成金情報等に関するメールマガジン配信実績 3回</p>	3	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス講演会)を実施する。</p> <p>○法人会や関連団体の会報誌や情報サイト、メールマガジン等で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス講演会)を実施する。</p>	<p>令和元年度豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業として28社を認定。(更新21社、新規7社)</p>	
			60	生活産業課	<p>生活産業課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。</p>	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>・ハローワーク池袋、東京しごと財団、東京しごとセンター、東京圏雇用労働相談センター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行った。</p> <p>・東京都労働相談情報センターの街頭労働相談事業を後援し広報・HPで開催を周知。</p>	3	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・相談機関の周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p>	<p>随時情報提供・チラシの配架を行った。</p>
施策ごとの評価平均値								3.0			

施策の方向5:家庭生活と仕事の両立支援											
施策⑭:ワーク・ライフ・バランスの推進											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	61	男女平等推進センター	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施する。</p> <p>○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の審査を行う。また、審査項目等の見直しにより、企業の申請負担を軽減することで、申請数の増加を図る。</p> <p>・11月～12月頃 書類審査・現地ヒアリング審査</p> <p>・令和6年1月頃 認定書授与式の開催</p>	<p>○ネットワークミーティング開催実績【テーマ】これからの時代に求められる社内環境の整備について①ハラスメントへの正しい対応 ②急がれる介護離職の防止</p> <p>【日時】①9月8日 ②9月15日(金)</p> <p>【参加者】①27名 ②32名 合計59名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催実績【イベント名】育児対話カードゲーム「カジークジー」【日時】3月2日</p> <p>【内容】カードゲームで仕事と家事・育児の両立をシミュレーションして、育児の対話のきっかけづくりをする。</p> <p>【参加者】113名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書授与式</p> <p>【日時】11月31日</p> <p>【認定企業数】131社(内新規認定5社)</p> <p>○認定制度、助成金情報等に関するメールマガジン配信実績 3回</p> <p>○更新に係る事務負担軽減のため、第15期ワーク・ライフ・バランス推進企業(令和6年4月1日～令和9年3月31日)より、認定期間を2年から3年に延長、31社(内新規5社)を認定した。</p>	4	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランスイベント)を実施する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書授与式の開催</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の募集・審査を行う。</p> <p>※更新に係る事業者負担軽減のため、令和6年4月1日認定企業より認定期限延長2年→3年</p>	<p>令和元年度豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業として28社を認定。(更新21社、新規7社)</p>		
			62	生活産業課	<p>生活産業課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの普及パンフレットや講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。</p>	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>・ハローワーク池袋、東京しごと財団、東京しごとセンター、東京圏雇用労働相談センター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行った。</p> <p>・東京都労働相談情報センターの街頭労働相談事業を後援し広報・HPで開催を周知。</p>	3	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・相談機関の周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p>	<p>随時情報提供・チラシの配架を行った。</p>
施策ごとの評価平均値								3.5			

施策の方向6:政策・方針決定過程における男女共同参画の推進						施策⑱:政策・方針決定の場への女性の積極的な登用					
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
48	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	63	男女平等推進センター	<p>○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。</p> <p>○啓発誌「えぼっく・めいカー」の発行</p> <p>○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。</p> <p>○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。</p>	<p>○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。</p> <p>○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。</p> <p>○区民と協働で講座を企画し、情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。</p>	<p>○保育付きで講座を開催。また、一部はオンライン配信を行い、参加しやすい学習の機会を提供した。</p> <p>○ホームページやメールマガジン、Twitterを活用し、広報活動を実施した。</p> <p>○区民と協働で企画し、情報誌「えぼっく・めいカーNO.52」の発行。</p> <p>○アンコンジャスバイアス周知チラシ「気づこう！無意識の思い込み」の増刷・配付</p> <p>○情報交流コーナーの書籍コーナーの配置や装飾等を変更し、利用しやすくした。</p>	3	<p>○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。</p> <p>○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。</p> <p>○区民と協働で情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。</p>	<p>○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。</p> <p>○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。</p> <p>○実質的なエンパワメントとなる講座を開催する</p> <p>○区民と協働で講座を企画し、情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
					<p>審議会等設置状況等調査:附属機関等の委員公募等に関する基本方針において、「女性委員の積極的な登用を推進し、男女いずれか一方が40%未満となることがないように努める。」とし、平成13年4月1日から適用している。これに基づき、全庁対象に女性委員の選任状況を調査するとともに、政策・方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう呼びかける。</p>	<p>審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握する。</p> <p>また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知する。</p>	<p>令和5年5月に審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握。令和5年4月1日時点の女性委員比率は41.0%。また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知した。</p>	3	<p>審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握する。</p> <p>また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知する。</p>	<p>毎年審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握する。</p> <p>また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知する。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
49	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。	64	企画課	<p>○全課に対し、審議会等の女性委員比率改善に向けた取組み強化について依頼する。</p> <p>○審議会等新設時・改選時には、委員選定の予定及び結果を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。</p> <p>また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。</p>	<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。</p> <p>また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。</p>	<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求めた。</p>	3	<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。</p>	<p>引き続き、審議会等新設・改選時の事前協議および決定報告を各課へ求めていく。</p> <p>また、令和8年度までに女性比率50%達成を目標に、各課に対し女性委員比率改善に向けた取り組みを依頼する。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
					<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。</p> <p>また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。</p>	<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求めた。</p>	<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求めた。</p>	3	<p>審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。</p>	<p>引き続き、審議会等新設・改選時の事前協議および決定報告を各課へ求めていく。</p> <p>また、令和8年度までに女性比率50%達成を目標に、各課に対し女性委員比率改善に向けた取り組みを依頼する。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
						施策ごとの評価平均値		3.0			

<目標3>すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

施策の方向7:学習・啓発による男女共同参画意識の向上						施策⑳:子どもに対する男女平等教育・学習の推進					
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
53	男女平等教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込むとともに、教職員の男女共同参画意識を高め、幼児を含めた子どもに対する男女共同参画の意識付けを保護者の協力も得ながら推進していきます。	66	男女平等推進センター	<p>区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを作成、配布する。</p>	<p>○区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布する。</p> <p>配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生</p>	<p>○7月に区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布した。</p> <p>配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生</p> <p>○区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」のなかで、アンコンジャスバイアスに関して実施(9月 44名)</p>	3	<p>○区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布する。</p> <p>配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生</p>	<p>○区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布する。</p> <p>配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加)
					<p>男女平等を含めた子どもの権利に関する学習プログラムを、区立小中学校のうち実施を希望する学校にて実施する。</p>	<p>実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。</p>	<p>子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校の中から7校で、子どもの権利擁護委員出張講座、1校でCAPワークショップを実施した。</p>	3	<p>実施を検討する学校が増加していることから、子どもの権利擁護委員だけでなく、子どもの権利相談員による講座を実施し、希望校全校で開催する。</p>	<p>実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
					<p>○子どもの権利や創作・体験型の活動プログラム等を通じ、男女共同参画の意識付けを図っていく。</p> <p>○豊島区保育の質ガイドラインやその普及版の活用等により、保育の中での実践、保護者の理解促進に取り組む。</p>	<p>○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、新設園に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付する。</p> <p>○各種イベント時等に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。</p> <p>○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。</p>	<p>○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、新設園2園に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付した。また、新たに「保育の質ガイドライン+」を作成し、各保育園に配布した。</p> <p>○イベント時に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。</p> <p>○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図った。</p>	3	<p>○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、保育施設に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付する。</p> <p>○各種イベント時等に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。</p> <p>○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を各年度、区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。</p>	<p>○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、保育施設に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付する。</p> <p>○各種イベント時等に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。</p> <p>○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を各年度、区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
					<p>男女平等教育を含めた人権教育の推進(教育委員会の基本方針に、人権教育の推進を位置付けている。)(人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育の推進を図る。)</p>	<p>・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施する。</p> <p>・「生命の安全教育」と関連付けた人権教育の実践に向け教員研修を実施する。</p>	<p>・人権教育研修において、男女平等推進センター所長を講師とした教員研修を行った。</p> <p>・学校安全教育研修において、生命の安全教育と関連付けた教員研修を外部団体を講師として行った。</p>	3	<p>・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施する。</p> <p>・「生命の安全教育」と関連付けた人権教育の実践に向け教員研修を実施する。</p>	<p>・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施する。</p> <p>・「生命の安全教育」と関連付けた人権教育の実践に向け教員研修を実施する。</p>	(第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
						施策ごとの評価平均値		3.0			

施策⑳:家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発											
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
48	男女共同参画の啓発事業の推進(再掲)	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	70	男女平等推進センター	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○啓発誌「えぼっく・めいカー」の発行 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で講座を企画し、情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。	○保育付きで講座を開催。また、一部はオンライン配信を行い、参加しやすい学習の機会を提供した。 ○ホームページやメールマガジン、Twitterを活用し、広報活動を実施した。 ○区民と協働で企画し、情報誌「えぼっく・めいカー-NO.52」の発行。 ○アンコンジャスバイアス周知チラシ「気づこう！無意識の思い込み」の増刷・配付 ○情報交流コーナーの書籍コーナーの配置や装飾等を変更し、利用しやすくした。	3	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で講座を企画し、情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画し、情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況 (第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
施策ごとの評価平均値								3.0			

施策の方向8:地域活動における男女共同参画の推進
 施策㉓:自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
62	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	71	男女平等推進センター	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度をお知らせし、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○エポック10フェスタの開催のための支援をする。 ・6月9日～11日・17日「エポック10フェスタ2023」参加団体数:16 ○エポック10登録団体と共催事業を実施する。	○男女共同参画社会の実現を図る団体に対して、活動場所や情報提供の支援を行った。 新規登録団体数:5(合計66団体) ○エポック10フェスタの開催のため、支援し、登録団体間での交流の促進を図った。 ・6月9日(金)～11日(日)、17日(土)「エポック10フェスタ2023～知ろう！あなたと私の可能性～」参加団体数:16 ○エポック10登録団体8団体と共催を8事業を実施した。(NPO法人レインボーとしまの会、ラポール・ラボ、親業を学ぶ会「架け橋」、豊島区助産師会、自主グループエポック10、Sourire Project、I女性会議豊島支部、豊島区学童保育連絡協議会)	3	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度をお知らせし、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○エポック10フェスタの開催のための支援をする。 ・6月7日～9日「エポック10フェスタ2024」参加団体数:20 ○エポック10登録団体と共催事業を実施する。	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度をお知らせし、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○エポック10フェスタの開催のための支援をする。 ○エポック10登録団体と共催事業を実施する。	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況 (第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)	
施策ごとの評価平均値								3.0			

プランの積極的な推進
 施策㉔:エポック10(豊島区男女平等推進センター)機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	令和5年度の実施予定	令和5年度の実施状況	所管課評価	令和6年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
67	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専任組織の一層の充実に努めていきます。	72	男女平等推進センター	○審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会(庁内組織)」 「男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会」 ○毎年、第5次としま男女共同参画推進プランの「重点的な取り組み」に指定した事業について、実績評価を行う。	○運営委員会の開催予定 計4回 (4月20日、7月20日、10月12日、1月18日) ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催予定 計2回(7月13日、11月頃) ○第5次としま男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間:5月30日～6月14日 調査内容:「第5次としま男女共同参画推進プラン」にて、「重点事業」となっている各事業の令和4年度の実施状況と所管課評価、令和5年度および令和8年度までの実施予定について	○運営委員会の開催実績 計4回 (4月20日、7月20日、10月12日、1月18日) ○男女共同参画推進委員会の開催実績 10月23日 ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催実績 計3回(7月13日、11月17日、2月19日) ○第5次としま男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間:5月30日～6月14日 調査内容:「第5次としま男女共同参画推進プラン」にて、「重点事業」となっている各事業の令和4年度の実施状況と所管課評価、令和5年度および令和8年度までの実施予定について	3	○運営委員会の開催予定 計4回 (4月16日、7月22日、10月、1月) ○男女共同参画推進委員会の開催予定 計4回 (7月、8月、9月、1月) ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催予定 計7回(5月17日、7月19日、9月、10月、11月、1月、3月) ○第5次としま男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間:4月10日～4月25日 調査内容:「第5次としま男女共同参画推進プラン」にて、「重点事業」となっている各事業の令和5年度の実施状況と所管課評価、令和6年度および令和8年度までの実施予定について	○審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会(庁内組織)」 「男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会」 ○毎年、第5次としま男女共同参画推進プランの「重点事業」および評価指標の最新値について実績評価を行う。	(参考)令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況 (第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定)
施策ごとの評価平均値								3.0			
全重点事業の評価平均値								3.2			